

第 79 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
 KDDI 株式会社への追加質問及び回答
 (第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性関係)

問 接続関連システムの適正性・予見性を高めるために必要との指摘があった情報について、(できれば他社から指摘のあった情報も踏まえて、)どのような粒度でどのような開示方法が適切か、項目ごとに分類することは可能ですか。(例えば、一般に開示できる／守秘義務のある事業者であれば開示できる／総務省には開示できる)

(佐藤構成員)

(KDDI 回答)

○ 接続関連システムの適正性・予見性を高めるために必要との指摘があった情報に係る弊社の考えは、以下のとおり。

①一般に開示可能

・相見積もりの実施有無【SNC 殿要望】

⇒実施しているか否かだけの情報であれば一般開示可能だと考えるが、実際に開発案件ごとに情報開示することを想定した場合、②とあわせて開示するのが良いと考える。

(なお、一般的には、開発費の低廉化に向けて、新規システムを構築する際には複数のシステムベンダへ見積もり取得し、相見積もりを実施すると想定)

②守秘義務のある事業者であれば開示可能 (※)

・システム改修費の確定額、接続料への影響期間【KDDI 要望】

・機能別の開発費【ソフトバンク 殿要望】

・開発体制、開発スケジュール【SNC 殿要望】

⇒守秘義務のある事業者に対しては開示可能と考える。なお、開示方法については、現在実施しているシステム意見交換会等の場で、情報開示いただくべきと考える。

③総務省殿には開示可能 (※)

・開発工数(機能数)【SNC 殿要望】

⇒NTT 東日本・西日本 殿や委託先のシステムベンダにとって経営情報に該当するため、接続事業者への開示は難しいと想定。そのため、接続事業者からの

要望があり、総務省殿に対して開示可能な場合には、総務省殿において、（類似の開発案件において開発工数に大きな差が生じていないか等）検証いただくことが考えられる。

（※）なお、②・③の中には、内容に応じて情報開示するためにシステムベンダの了承が必要となるものもあると想定。

第 79 回接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた
KDDI 株式会社への追加質問及び回答
（「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果（光サービス卸）関係）

問 事務局資料 P. 6 「光サービス卸による提供形態は、(…) 自己設置や相互接続とはリスクとリターンの構造が異なる。仮に卸料金を接続料相当額にリニアに連動させた場合、光サービス卸のみが優遇されることとなるため、自己設置・相互接続・光サービス卸の間の公正な競争を歪めるおそれがある。」という NTT 東日本・西日本の考え方について、各社の見解を教えてください。

（佐藤構成員）

（KDDI 回答）

- 自己設置・接続・光サービス卸でリスクとリターンの構造が異なるとの考えについて
 - 自己設置・接続・光サービス卸でリスクとリターンの構造は異なる（通常は、リスク・リターンともに自己設置＞接続＞光サービス卸の関係）ことから、仮に、リニアに卸料金＝接続料にした場合、リスクとリターンの観点からは、光サービス卸のリスクが低いにも関わらず、接続と同等のリターンが得られるのであれば、光サービス卸が優遇されていることになると思われる。
 - ただし、実際はリスクとリターンの観点だけでなく、接続については独自のサービス展開が可能（他社との差別化等が可能）であることから、接続が完全に排除されるわけではないが、リニアに卸料金＝接続料の場合、あえてリスクを冒して接続で参入する事業者が減少する、もしくは、既に接続で参入している事業者が市場撤退する等、接続と光サービス卸の競争バランスが歪む可能性はあると考える。
- 卸料金と接続料をリニアに連動させると競争が歪むという考えについて
 - NTT 東日本・西日本殿からは、卸元事業者は初期投資した設備の未償却残高や将来の追加投資分を含めたコスト等を一定程度織り込んで、卸料金の価格設定を行う必要があるとの説明があった理解（参考：「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書 P. 29）。

- 実際には、卸料金と接続料相当額には差分があり、仮に卸料金を接続料相当額にリニアに連動させても、当該差分の設定次第で上記リスクは低減可能だと考えるが、当該差分が小さい場合にリニアに連動させると、卸先事業者がある程度の期間、光サービス卸を利用し続ける保証がない中では、コストの未回収リスクが発生する可能性がある。
- また、その場合、卸先事業者は当該投資リスク等を負うことがないため、リスクとリターンの観点からは、光サービス卸が優遇されていることになると考える。
- そのため、リニアに連動させることをもって、自己設置・接続・光サービス卸の間の公正な競争を歪めるとまで言い切れるのかは議論が必要。

以上